

## 第1条（適用範囲）

メディカルフィットネス北白川会員会則（以下「本会則」といいます。）は「メディカルフィットネス北白川」（以下「本クラブ」といいます。）の会員、本クラブに入会しようとする方および本クラブの施設を利用する方に適用します。

## 第2条（目的）

本クラブは、会員が本クラブの施設を利用し、心身の健康維持・増進および会員相互の親睦ならびに、地域社会における健康で明るいコミュニティーづくりに寄与することを目的とします。

## 第3条（運営および管理）

本クラブは、もりした循環器科クリニック（以下「クリニック」といいます。）が運営、管理を行います。

## 第4条（会員制度）

1. 本クラブは会員制とします。
2. 会員は本クラブが定めた利用規則を遵守し、施設スタッフの指示に従っていただきます。

## 第5条（入会資格）

本クラブの入会資格は、次の項目全てに該当する方とします。

1. 医師等から運動を禁止されていない方。
2. 18歳以上の方。但し、満20歳未満の場合は入会時に親権者の同意が必要となります。
3. 妊娠していない方。
4. 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾患に罹患していない方。
5. 暴力団または反社会的勢力の関係者でない方。
6. 過去に本クラブより除名や利用禁止等の通告を受けていない方。
7. その他、クリニックまたは本クラブが会員としてふさわしいと認めた方。

## 第6条（入会手続）

本クラブに入会するときは、本会則を承認の上、所定の入会申込方法により手続きを行い、定められた入会諸費用を納入していただくことで会員となります。また、入会時に納入された入会諸費用は返還しないものとします。

## 第7条（個人情報）

本クラブが保有する会員の個人情報は、クリニックが別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

## 第8条（変更事項の届出）

1. 会員は、入会申込時の氏名、住所、連絡先に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。
2. クリニックより会員の住所宛に通知、連絡等を行う場合は、会員から届出のあった最新の住所または連絡先に行うものとし、第1項の届出を怠ったため、クリニックからなされた諸通知等が延着、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

## 第9条（諸費用）

1. 会員は当月のご利用初日にコースを選択し、所定のコースに応じた利用料を納入していただきます。
2. 会員は1セッション毎に別途施設利用料を納入していただきます。
3. 一旦納入した諸費用は返還いたしません。
4. ご利用がなかった月において、当該月分の会費や指導料は発生いたしません。

## 第10条（ビジター）

次の各号に該当する場合、会員以外の方（以下「ビジター」といいます。）も本クラブの施設を利用いただくことができます。

1. 会員の同伴者のうちクリニックが施設の利用を認めた方。
2. ビジターは、クリニックが別途定める指導料と施設利用料をお支払いいただくことがあります。
3. ビジターは、本会則を遵守しなければなりません。

## 第11条（禁止事項）

会員は（ビジターを含みます。以下本条において同様です。）は、本クラブの施設において次の行為をしてはけません。

1. 他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷する行為。
2. 他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり拘束する等の一切の暴力行為。
3. 大声、奇声を発する行為、他の会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
4. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
5. 本クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為。
6. 他の会員や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
7. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する行為。
8. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐くなどの法令や公序良俗に反する一切の行為。
9. 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為。
10. 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
11. 高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内へ持ち込む行為。
12. シャワールームで髪を染める行為。
13. 支払うべき諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。
14. その他、法令および公序良俗に反する一切の行為。

## 第12条（会員資格喪失）

次の場合、会員は会員資格を喪失するものとします。

1. 死亡したとき。
2. 除名されたとき。
3. 本クラブが閉業したとき。

## 第13条（除名等）

クリニックは、会員が次の各号に該当するときは、その会員を本クラブから除名することができます。除名された会員は、以後施設の利用が一切できません。またビジターが本クラブの施設利用中に各号に該当した場合、以後施設の利用を一切禁止します。

1. 本会則に違反したとき。

2. 他の会員、ビジターや施設スタッフを誹謗、中傷し、本クラブに被害の届出があったとき。
3. 他の会員、ビジターや施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の一切の行為があったとき。
4. 大声、奇声を発する行為、他の会員、ビジターや施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
5. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員、ビジターや施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
6. 本クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為があったとき。
7. 他の会員、ビジターや施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があり、本クラブにその旨の届出があったとき。
8. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為があったとき。
9. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為があったとき。
10. 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為があったとき。
11. 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為を行い、施設スタッフの中止勧告に従わないとき。
12. 支払うべき諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用したとき。
13. 法令および公序良俗に反する一切の行為を行ったとき。
14. その他、クリニックまたは本クラブが会員としてふさわしくないと認めたとき。

#### 第 14 条（損害賠償責任免責）

1. 会員（ビジターを含みます。本条において同様です。）が本クラブの施設を利用中または施設の外で被った損害や怪我その他の事故について、クリニックに故意または過失がない限り、クリニックは当該損害に対する一切の責任を負いません。
2. 本クラブは、第 11 条第 11 号で会員が高額な金銭、貴金属その他貴重品を持ち込むことを禁止しております。会員が金銭、貴金属、その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、クリニックに故意または過失がない限り、会員各自の自己責任としクリニックは責任を負いません。
3. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについて、クリニックは関与いたしません。

#### 第 15 条（会員の損害賠償責任）

会員（ビジターを含みます。本条において同様です。）が本クラブの施設を利用中、クリニックまたは第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

#### 第 16 条（コース選択・変更）

1. 本クラブは当該月の初回ご利用日にコースを選択し、コースごとに所定の指導料を納入していただきます。
2. 同月内でのコースの変更はできないものとします。

#### 第 17 条（退会・休会）

本クラブは退会・休会制度を設けておりません。ご利用の有無に関わらず会員の籍は残ります。

#### 第 18 条（利用の禁止）

会員（ビジターを含みます。）が次の各号に該当するときは、本クラブの施設の利用を禁止します。

1. 医師等から運動を禁じられているとき。
2. 飲酒等により、安全に施設を利用することができないとクリニックや施設スタッフが判断したとき。
3. 暴力団または反社会的勢力の関係者であるとき。

4. 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾患に罹患しているとき。
5. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
6. 妊娠しているとき。
7. 過去にクリニックより除名等の通告をうけた方。
8. その他、正常な施設の利用ができないとクリニックが判断したとき。

#### 第 19 条（利用の一部制限）

会員（ビジターを含みます。）が次の各号に該当するときは、本クラブの施設の利用を一部制限します。

1. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
2. 事前の問診、健康チェックおよび運動前や運動中の血圧・脈拍測定により、安全に運動することができな  
いとクリニックや施設スタッフが判断したとき。
3. その他、正常な施設の利用ができないとクリニックが判断したとき。

#### 第 20 条（紛失物・忘れ物）

1. 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、クリニックは一切損害賠償、補償等の責を負いま  
せん。
2. 忘れ物については、原則として 1 ヶ月間保管した後、処理させていただきます。

#### 第 21 条（施設の閉鎖・休業）

クリニックは、次の各号に該当するときは、本クラブ施設の全部もしくは一部の閉鎖、休業をすることができ  
ます。

1. 気象災害その他外因的事由により、会員に危険が及ぶとクリニックが判断したとき。
2. 施設の増改築、修繕または点検を実施するとき。
3. 定期休業するとき。
4. 本クラブの運営事業の承継、本クラブの運営事業の撤退その他重大な事由により、閉鎖がやむを得ないとき。

#### 第 22 条（諸費用の変更ならびに運営システムの変更）

1. クリニックは、会員が負担すべき諸費用について、クリニックが必要と判断したときは変更することができ  
ます。
2. クリニックは、施設運営システムを、クリニックが必要と判断したときは変更することができます。
3. 前項の場合、変更が決定した段階で、会員にこれを告知します。

#### 第 23 条（本会則などの改定）

クリニックは、本会則を改定することができます。尚、改定された会則の効力は全会員に及ぶものとします。

#### 第 24 条（告知方法）

本会則における会員への告知は、本クラブのホームページの掲載および施設内への掲示とします。

附則 本会則は、2023 年 7 月 1 日より施行いたします。